

相馬市の除染土壌等に係る輸送車両の運行について

1. 輸送概要

本事業は、大量の除染土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認する目的で実施する試験輸送(パイロット輸送)の内、福島県相馬市の光陽仮置場に保管されている除染土壌等を、双葉町の中間貯蔵施設予定地内保管場へ輸送するものです。

2. 輸送実施者

発注者：環境省 東北地方環境事務所 福島環境再生事務所
輸送実施事業者：前田・西松・田中 特定建設工事共同企業体

3. 搬出元、搬出先

搬出元：福島県相馬市 光陽仮置場
搬出先：双葉町中間貯蔵施設予定地内保管場(双葉工業団地敷地内)

4. 輸送対象物と輸送数量

輸送対象物：除染に伴い生じた土壌等(不燃物)
輸送数量：概ね1,000m³程度

5. ルート図(裏面参照)

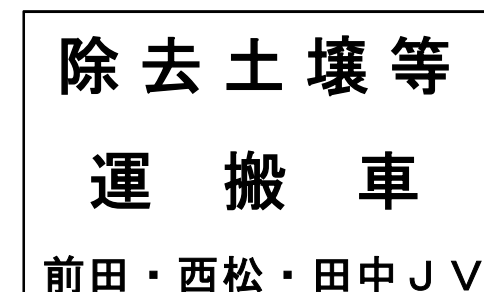
6. 輸送期間 12月7日(月)より概ね2ヶ月程度

7. 一日の基本サイクル(※作業の進捗状況によっては変更の可能性有)

- ・作業時間：7:00～18:00 (搬出元、搬出先とも)
- ・輸送車両：10tダンプトラック
- ・往復回数：輸送車両が5台程度稼働、1台が2往復/日程度
1日あたりのべ10往復程度

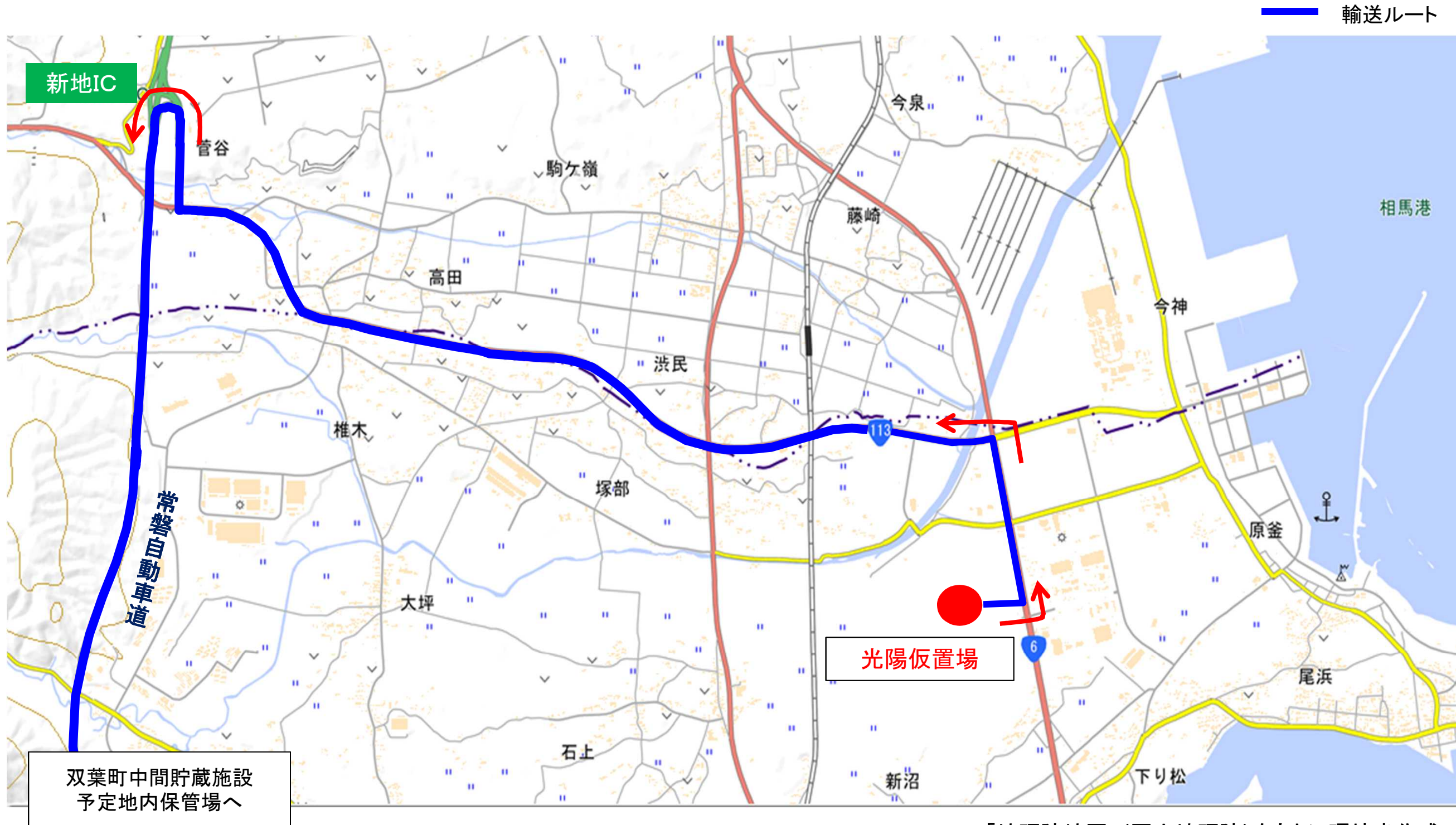
8. 輸送車両の表示等

輸送車両は、荷台の積荷にシートを設置して下記の表示を車両の前後左右に明示。



相馬市の除染土壌等に係る輸送車両の運行について

5. ルート図



「地理院地図」(国土地理院)をもとに環境省作成